

[蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券]

取扱店 募集要項

葛城市、葛城市商工会プレミアム商品券事務局

## 【蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券取扱店募集要項】

### 1. 目的

葛城市と葛城市商工会プレミアム商品券事務局（以下「事務局」という）は、地域消費者の購買意欲を喚起し、地域経済の活性化と地元消費の拡大を図ることを目的として、葛城市プレミアム商品券発行事業を実施します。

### 2. 発行する商品券

- (1) 名称 蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行額 2億2100万円（販売額1億7000万）
- (3) 発行部数 17,000冊
- (4) 販売価格 1冊10,000円（13,000円・プレミアム率30%）  
《内 訳》 共通券 1,000円券×10枚＝10,000円  
500円券× 4枚＝ 2,000円  
専用券 500円券× 2枚＝ 1,000円  
※共通券とは、登録店全店で利用できる商品券です。  
※専用券とは、大型店舗を除く取扱店で利用できる商品券です。
- (5) 利用期間 平成27年8月7日（金）から平成28年1月31日（日）
- (6) 購入上限 1人あたり上限5冊まで

### 3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、釣銭は出せません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、盗難について、事務局はその責を負いません。

### 4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手など）。
- (2) 現金との換金、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く）。
- (4) 土地及び家屋の購入に係るもの。

- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- (7) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）。
- (8) 取扱店が特別に指定した商品・サービス。
- (9) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号）に規定する製造たばこの購入。

#### 5. 取扱店の参加資格

- (1) 葛城市内に立地する店舗・事業所があるもの。
- (2) 本取扱店募集要項を遵守できるもの。  
なお、商品券が利用できるのは市内の店舗に限ります。また、下記のいずれにも該当しないもの。
  - 商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
  - 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

#### 6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、事務局が配布するポスターやのぼりを利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合に釣銭は支払わないでください。
- (3) 商品券には「共通券」と「専用券」があるため、売り場面積1,000㎡以上の大型小売店舗では「専用券」を受け取らないでください。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出てください。
- (5) 利用済みの商品券は、他店ででの再利用を防止するため、裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買は行わないでください。利用期間中において正規に利用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。

- (8) 利用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の債務とします。
- (9) 取扱店登録事項に変更があった時は、速やかに事務局に届け出てください。
- (10) その他事務局からの指示を遵守してください。

## 7. 取扱店の登録手続き

### (1) 申込み方法

取扱店の登録を希望する事業者は、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し事務局宛に郵送又は FAX で送信してください。

※申込書は葛城市役所・葛城市商工会ホームページからダウンロードできます。

### (2) 申請書の提出先

葛城市商工会プレミアム商品券事務局（葛城市商工会内）

〒639-2147 奈良県葛城市新庄454番地2

TEL 0745-69-2480 FAX 0745-69-6604

9:00～17:00（年末年始・土・日・祝祭日を除く）

### (3) 募集期間

募集開始より平成27年12月1日（火）まで

※取扱登録店掲載チラシに掲載されるのは、6月2日（火）までに登録手続きを終えた事業所となります（商品券販売時に配布）。6月3日（水）以降の登録は葛城市役所及び葛城市商工会のホームページ上のみの掲載となります。

### (4) 取扱店の承認

申込み後、事務局で審査を行い、取扱店として承認され次第、お知らせします。

### (5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合には、店舗ごとに申込書を提出してください。

ウ 大型商業施設内で専有する売り場面積が1,000㎡以上のテナントでは、「専用券」が利用不可です。

エ ポスター、のぼり、商品券見本等の資材は後日配布します。

## 8. 商品券の換金

### (1) 換金方法

ア 取扱店は、参加店登録証及び「利用済み商品券（裏面に店名を記入等したもの）」と「プレミアム商品券換金申請書《様式第1号》」を事務局に持参。小切手振出により換金を行います。

イ 口座振込を希望する場合は、「利用済み商品券（裏面に店名を記入等したもの）」と「プレミアム商品券換金申請書（口座振込用）《様式第2号》」を事務局に持参。

後日、換金額から振込手数料を控除した額を振り込みます。

(2) 換金期間

平成27年9月10日(木) ～ 平成28年2月22日(月)

※毎月末締め10日支払・最終月は末締め20日支払

(年末年始・土・日・祝祭日の場合は、その翌日)

9. 取扱店の取消し

取扱店が、本要項に違反する行為を行ったと認められる場合は、換金の拒否や取扱店の登録取り消し、又は損害金の返還請求等を行うことがあります。

<問い合わせ先>

葛城市商工会プレミアム商品券事務局(葛城市商工会内)

〒639-2147 奈良県葛城市新庄454番地2

TEL 0745-69-2480 FAX 0745-69-6604

葛城市役所ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/1,html>

葛城市商工会ホームページ <http://www.katsuragi.jp/>

様式第 1 号

平成 27 年 月 日

蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券換金申請書  
(兼支払い確認書) <小切手>

葛城市商工会会長殿

申請者 所在地  
店舗名  
代表者 印

利用済み商品券の換金(小切手)を申請します。

商品券枚数・金額	500円×	枚＝	円
	1,000円×	枚＝	円
	合	計	円

- \*枚数・金額は取扱店が記入してください。
- \*利用済みの商品券を添えて申請してください。

(支払確認欄)

商品券枚数・金額	500円×	枚＝	円
	1,000円×	枚＝	円
	合	計	円

- \*枚数・金額は確認後、商工会で記入します。
- 上記金額を小切手でお支払いしました。

平成 27 年 月 日  
葛城市商工会

様式第 2 号

平成 2 7 年 月 日

蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券換金申請書  
(兼支払い確認書) <口座振込>

葛城市商工会会長殿

申請者 所在地  
店舗名  
代表者 印

利用済み商品券の換金(口座振込)を申請します。

商品券枚数・金額	500円×	枚 =	円
	1,000円×	枚 =	円
	(A)	合計	円
	(B)	振込手数料	円
	(A-B)	振込金額	円

\*枚数・金額は取扱店が記入してください。

\*利用済みの商品券を添えて申請してください。

[振込先]

金融機関名		支店等名	
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(支払確認欄)

商品券枚数・金額	500円×	枚 =	円
	1,000円×	枚 =	円
	(A)	合計	円
	(B)	振込手数料	円
	(A-B)	振込金額	円

\*枚数・金額は確認後、商工会が記入します。

上記金額を後日、指定口座に振り込みます。

平成 2 7 年 月 日

葛城市商工会